

令和元年度
(2019)

下水道のあらし

下水道 見えない仕事に 金メダル

沖縄県

名護市

1 下水道の役割

下水道は、快適で安全な生活環境と健全な都市の発達に貢献するだけでなく、公共用水域の水質を保全する上で重要な施設です。

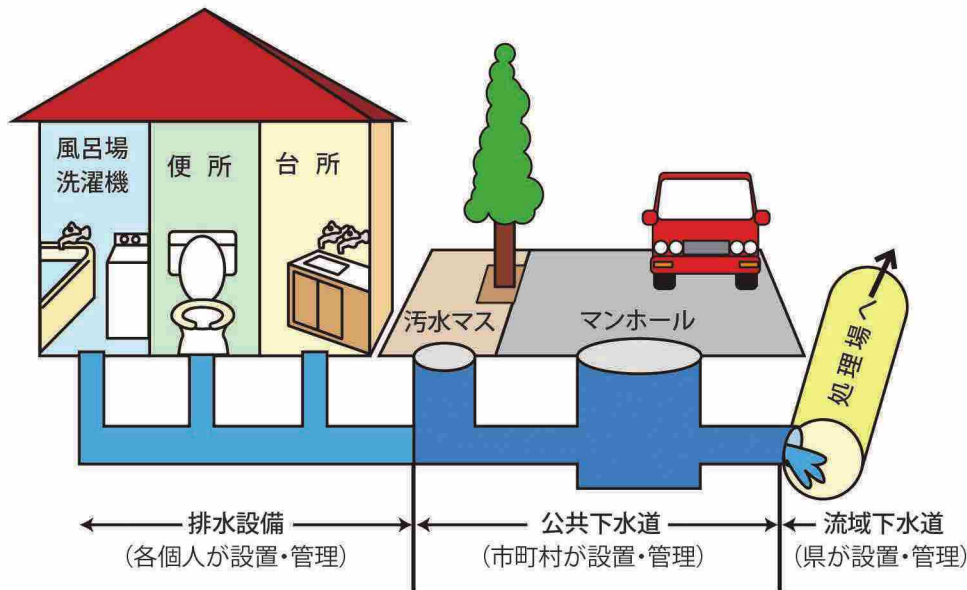
沖縄県では汚水は終末処理場へ、雨水は川や海へ分けて流す分流式を採用しています。汚水と雨水を別々に処理するので、台風等による豪雨時でも汚水があふれる事はなく、雨水も素早く排除されます。

下水道の役割をまとめると以下のようになります。

- (1)家庭などから出る汚れた水をきれいにして海に流し、自然を守ります。
- (2)汚いドブが消えて、街も美しく清潔になります。
- (3)雨水をすみやかに川や海へ排除したり、貯留・浸透することにより浸水から街を守ります。
- (4)下水汚泥や下水処理水等を資源として循環利用します。
- (5)身近な河川などの水辺空間を保全・整備し、親水性のある水環境を創出します。

■ 下水道の設置・管理

下水道は、県・市町村・各個人の三者が連携して設置します。



2 下水道の種類

公共下水道

市街地の汚水と雨水を収集排除します。汚水を独自の終末処理場で処理し、河川や海等に放流する単独公共下水道と、流域下水道に接続して処理する流域関連公共下水道があります。

公共下水道の設置及び管理等は、原則として市町村が行います。

特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種であり、市街化区域等以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的として下水道を整備します。

設置及び管理等は原則として市町村が行います。

流域下水道

2つ以上の市町村より排除される汚水を集め、終末処理場で処理する施設です。公共下水道を行う市町村同士が地理的に近い場合には、まとめて汚水を処理すると効率的です。

設置及び管理等は原則として都道府県が行います。

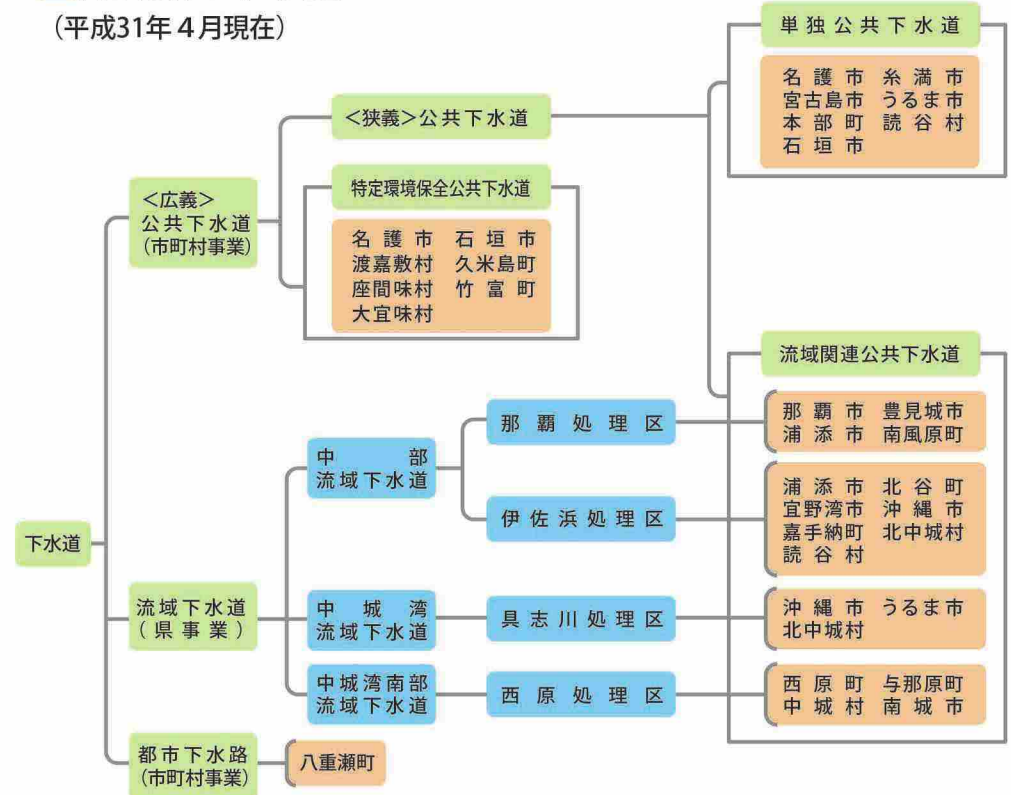
都市下水路

市街地の雨水を川や海にすみやかに排除します。公共下水道(雨水)に先立って整備する必要のあるときなどに実施されます。

設置及び管理等は原則として市町村が行います。

■ 沖縄県の下水道

(平成31年4月現在)



3 沖縄県における下水道事業の組織・予算

■ 組織

土木建築部下水道課

〒900-8570
那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2248
FAX(098)866-2394

業務班

流域班

公共班

下水道事務所

〒901-2221
宜野湾市伊佐3-12-1
TEL(098)898-5988
FAX(098)870-2268

庶務班

建設班

設備班

管理班

施設班

水質管理班

那覇浄化センター (みずクリン那覇)

〒900-0036 那覇市西3-10-1
TEL(098)868-3310
FAX(098)860-2725

宜野湾浄化センター (みずクリン宜野湾)

〒901-2221 宜野湾市伊佐3-12-1
TEL(098)899-2801
FAX(098)870-2267

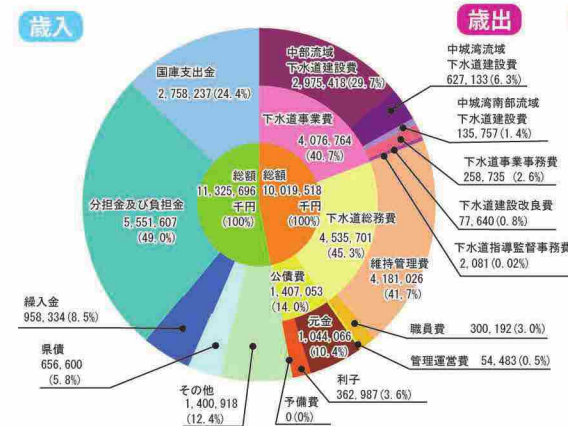
具志川浄化センター (みずクリン具志川)

〒904-2234 うるま市州崎1
TEL(098)938-8630
FAX(098)982-1310

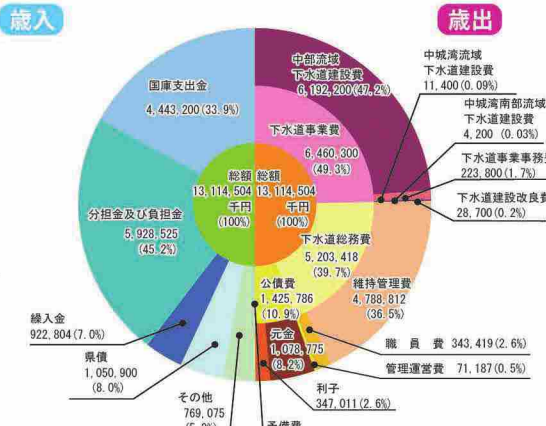
西原浄化センター (みずクリン西原)

〒903-0103 西原町小那覇875-10
TEL(098)871-9807
FAX(098)871-9808

■ 平成30年度決算



■ 令和元年度当初予算



■ 下水道特別会計の推移 (建設費)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
中部流域建設費	5,457	4,651	5,696	6,673	4,598	7,464	5,789	5,538	7,786	6,866	5,971	4,606	2,975	6,192
中城湾流域下水道建設費	918	266	303	51	706	1,021	1,216	1,578	428	788	628	596	627	11
中城湾南部流域下水道建設費	738	858	887	995	903	798	474	1,175	151	683	212	359	136	4
下水道建設改良費	49	62	48	30	19	10	30	28	43	64	25	99	78	29
合計	7,162	5,837	6,934	7,749	6,226	9,293	7,509	8,319	8,408	8,401	6,836	5,660	3,816	6,236

(単位:百万円)

4 下水道事業の概要

沖縄県の下水道事業は、昭和10年に那覇市で着手され、昭和13年末に管渠延長15.9km、排水面積90haの管布設工事が完成しましたが、太平洋戦争により施設のほとんどが破壊され、供用開始には至りませんでした。その後、昭和39年に米国民政府により策定された「沖縄中南部統合下水道計画」を受けて、昭和41年7月に下水道事業を開始しました。

琉球政府は、昭和42年に「下水道法」「沖縄下水道公社法」を制定し、昭和43年に「沖縄下水道公社」を設立しました。昭和44年7月には那覇下水処理場(現那覇浄化センター)、昭和45年7月に伊佐浜下水処理場(現宜野湾浄化センター)が沈殿方式による簡易処理で供用開始しました。

昭和47年5月15日の本土復帰に伴い沖縄下水道公社は廃止され、沖縄県下水道管理事務所が設置されました。中南部統合下水道は、県管理の中部流域下水道へ引き継がれ、昭和51年には伊佐浜下水処理場、昭和52年には那覇下水処理場で高級処理を開始しました。昭和58年度からは中城湾流域下水道事業に着手し、具志川下水処理場(現具志川浄化センター)が昭和62年に供用開始しました。また、平成8年度より中城湾南部流域下水道に着手し、平成14年4月より西原浄化センターが供用開始しました。

本県の公共下水道(広義)は、令和元年度現在、11市8町6村で事業を進めています。そのうち、単独公共下水道として、石垣市、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、本部町、読谷村の5市1町1村で整備を行っています。また、中部流域関連公共下水道として、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、嘉手納町、北谷町、南風原町、読谷村、北中城村の5市3町2村、中城湾流域関連公共下水道として、沖縄市、うるま市、北中城村の2市1村、中城湾南部流域関連公共下水道として、南城市、西原町、与那原町、中城村の1市2町1村で整備を進めています。

特定環境保全公共下水道は、いずれも自然公園区域内の水質保全を目的として、石垣市(川平地区)、名護市(喜瀬・幸喜地区)、久米島町(イーフ地区・仲泊地区)、竹富町(竹富地区)、大宜味村(塩屋地区)、渡嘉敷村(阿波連地区)、座間味村(座間味・阿佐・阿真地区)の2市2町3村で整備を行っています。

都市下水路は、昭和47年度から本格的に事業が実施され、平成20年度までに7市4町2村の34箇所を整備を行い、すべての事業が完了しています。